

## 平成28年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 4 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 5 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 6 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 7 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程 8 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）  
日程 9 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（利用権設定）  
日程 10 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号  
日程 10 議案第7号

---

### 出席委員

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 4番 | 加納昭君  | 20番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 根本脩君  | 21番 | 飯塚恒雄君 |
| 6番 | 小貫和子君 | 22番 | 篠崎惣壽君 |

7番	吉岡一仁君	23番	澤邊雅之君
8番	山本陽子君	24番	野口克行君
9番	松田守君	25番	篠崎文夫君
10番	村山文雄君	26番	山下恭一君
11番	関口邦子君	27番	飯沼喜見古君
12番	山口幸一君	28番	墳本典勇君
13番	森田康君	29番	松本文雄君
14番	木内昌秀君	30番	足立久美子君
15番	坂本雅美君	31番	黒田仁君
16番	宮本昇君	32番	川島昇君

---

### 欠席委員

---

### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

---

### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 2月 1日（月） 稲敷市地域農業再生協議会臨時総会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 2月 4日（木） 稲敷地域アグリフォーラム  
於 稲敷郡阿見町 本郷ふれあいセンター  
出席者 加納 昭会長、高須一郎会長職務代理者  
横田悌次委員、山口幸一委員  
篠崎惣壽委員、森川春樹事務局長
- 2月 9日（火） 茨城県市農業委員会第2回会長・事務局長研修会  
於 水戸市 ケーズデンキスタジアム  
出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長

- 2月10日（水） 稲敷市国民健康保険第3回運営協議会  
於 稲敷市役所桜川庁舎  
出席者 加納 昭会長
- 2月13日（土） あずま米産地づくり推進協議会  
於 成田市 ヒルトンホテル  
出席者 加納 昭会長、高須一郎会長職務代理者
- 2月16日（火） 茨城県農業会議第126回常任委員会議員会議及び先進地事例調査  
於 水戸市 市町村会館、佐久市役所  
出席者 加納 昭会長
- 2月21日（火） 第20回ルネッサンスヒューマン体験プラザ  
於 龍ヶ崎市 文化会館  
出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長

---

午後3時開会

○**農業委員会事務局長（森川春樹君）** それでは、ただいまから、平成28年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしく願いいたします。

○**議長（加納 昭君）** それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日の出席委員は、32名です。欠席委員はなしです。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○**議長（加納 昭君）** 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（加納 昭君）** 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、26番、山下恭一委員、27番、飯沼喜見古委員の両名を指名いたします。

---

**日程 2 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出  
について**

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号8番までを一括してご報告いたします。1ページから4ページになります。

本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

**日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、阿波字阿波，田2筆，10，484平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものです。

受理番号2番，橋向字橋向，田1筆，981平方メートルでございますが，双方の都合により合意解約するものです。

受理番号3番，手賀組新田字秋塚，田1筆，1，599平方メートルでございますが，同じく双方の都合により合意解約するものです。

受理番号4番、橋向字橋向墓1地区、田2筆、3,001平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明を、お願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転10件、公売による所有権移転1件、交換による所有権移転2件の合計13件でございます。

受理番号1番、橋向字清水田ほか1地区、田7筆、7,612平方メートル

受理番号2番、橋向字橋向、田1筆 262平方メートル

受理番号3番、駒塚字野添ほか1地区、田8筆、10,930平方メートル

受理番号4番、八千石字八千石、田5筆、15,483平方メートル

についてでございますが、それぞれ農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

受理番号5番、沼田字太夫ヤ敷、畑1筆、117平方メートルにてでございますが、関東信越国税局が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。

受人には平成27年11月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号6番、八千石字八千石、田1筆、251平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号7番、浮島字妙技、田1筆、998平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号8番、浮島字妙技、田1筆、998平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

8ページをお開き願います。

受理番号10番、浮島字尾島、田1筆、1,218平方メートル

受理番号11番、浮島字後久良辺、畑2筆、1,225平方メートルについてございま

すが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号12番、犬塚字天神、畑1筆、989平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号13番、清久島字清久島、田3筆、6,012平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号14番、浮島字内妙技、田2筆、1,996平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上13件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から4番は、農林振興公社の案件ですので調査報告は省略をいたします。受理番号5番は、買受適格証明時に審査済みですので、調査報告を終了いたします。受理番号6番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○31番（黒田 仁君）31番、黒田です。受理番号6番につきまして報告いたします。さる21日に根本委員と受人の調査し、申請内容に間違いことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。農作業の従事日数は、200日であります。経営面積は358アール。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号7番から9番は、議案の取り下げでございます。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号10番から11番について宮本 昇委員から報告を願います。

○16番（宮本 昇君）16番、宮本です。受理番号10番、11番について報告いたします。さる20日に小貫委員と受人の調査し、申請内容に間違いことを確認いたしました。受人は、主に水稻、レンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業の従事日数は、250日であります。経営面積は425アール。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号12番について横田委員から報告を願います。

○19番（横田 悌次君）19番、横田です。受理番号12番について報告いたします。2月24日に小山下員と受人の調査し、申請内容に間違いことを確認いたしました。受人は、主にかぼちやを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。農作業の従事日数は、200日であります。経営面積は

59アール。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号13番から14番について坂本富男委員から報告を願います。

○17番（坂本富男君）17番、坂本です。受理番号13番、14番につきまして報告いたします。2月21日に加納委員と受人の調査し、2件とも申請内容に間違いことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。13番について、農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。刈り取りは、清久島ライスセンターを利用しています。農作業の従事日数は、200日でありませぬ。経営面積は243アール。また、受理番号14番について、農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、草刈り機9台を所有しております。刈り取りは、清久島ライスセンターに委託をしております。受人の農作業の従事日数は、60日ありますが同一世帯員では270日であります。経営面積は議案書には107アールと書いてありますが家族全員で635.8アールであります。よって、調査の結果、両受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めませぬ。質疑ありませぬか。質疑ありませぬか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めませぬ。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めませぬ。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、堀川字草切、畑1筆、279平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、小野字堂谷ほか1地区、田3筆、2,055平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、江戸崎字児松、畑1筆、562平方メートルについてですが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、桑山字上池上、田1筆、3,366平方メートルについてですが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外で、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、上之島字上ノ島、田1筆、畑1筆、2,597平方メートルについてですが、申請人が倉庫及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済で、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、川島委員より報告をお願いします。

○32番（川島 昇君） 32番、川島です。受理番号1番、2番について、さる23日、古澤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、それぞれ自己住宅用地、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号3番について、松田委員より報告をお願いします。

○9番（松田 守君） 9番、松田です。受理番号3番について、さる23日、村山委員、横田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上。

○議長（加納 昭君） 次に、受理番号4番について、飯沼委員より報告をお願いします。



○27番（飯沼喜見古君） 27番，飯沼です。受理番号4番について，さる23日，篠崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に，受理番号5番について、私、4番、加納より報告いたします。受理番号5番について，さる23日，関口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり間違いなく，倉庫及び駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議、お願いいたします

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第2号，「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審査が終了しましたので，2番，遠藤一行委員の入室を許可いたします。

---

## 日程 6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして，議案第4号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 10ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、阿波崎字地蔵前、畑1筆、181平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利

用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本 脩君） 5番、根本です。受理番号1番について、さる23日、森田委員、飯塚委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。11ページをお開きください。

議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。

今回は、新規設定が、10件、32筆、96,382平方メートル、再設定が、2件、4筆、17,308平方メートル、合計、12件、34筆、113,690平方メートルについての利用権設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、三次字三次ほか2地区、田10筆、18,295平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、1俵、設定を受ける

者は、経営面積 211アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数170日の認定農業者です。

受理番号2番、中山字曾根ほか1地区、田4筆、9,532平方メートル、

受理番号3番、下根本字上谷原ほか1地区、田2筆、3,946平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、1.5俵、

受理番号4番、下根本字上谷原ほか3地区、田10筆、30,949平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積354アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数150日の認定農業者です。

受理番号5番、余津谷大字大神ほか5地区、田14筆、畑1筆、15,330平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積602アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。13ページをお開きください。

受理番号6番、柴崎字砂子、田1筆、1,004平方メートル、

受理番号7番、柴崎字寄居下、田1筆、1,004平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積631アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号8番、市崎字後田、田3筆、2,429平方メートル、

新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積127アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号9番、阿波字阿波、田2筆、10,484平方メートル、

新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積312アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号10番、幸田字仕立洲、田4筆、3,409平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積475アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号11番、12番の再設定の詳細につきましては、議案書とおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより、議案第4号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

日程 8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
（中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）14ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものです。

今回は、26件、121筆、227,944平方メートルについての利用権設定です。

受理番号1番から26番の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について  
(中間管理事業)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) 21ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」です。23ページの受理番号11番ですが、面積に誤りがありました。訂正をお願いします。5,527を5,257平方メートルに訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の(案)に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画(案)は、28件、121筆、227,944平方メートルについてです。

借受人につきましては、同法17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集により応募され、公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、特に問題がないと思われまます。

受理番号1番から28番の配分計画(案)の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長(加納 昭君) はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

日程10 議案第7号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本 昭主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）27ページをお開き願います。

議案第7号「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」でございます。

農地等の贈与税猶予制度について、租税特別措置法第70条の4相続税の納税猶予制度について租税特別措置法第70条の6でございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては、3年ごとに継続届出を税務署に提出するものでございますが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。平成27年12月31日現在の贈与税の納税猶予制度の適用者は24名で、今回継続届を提出する適用者は7名でございます。よろしくご審議、お願いいたします

○議長（加納 昭君）ただ今事務局の説明でしたが、調査員の調査報告をお願いします。受理番号1番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本 脩君）5番、根本です。受理番号1番について、さる15日に黒田委員と申請者の納税猶予農地の農業経営を行っていることを確認させていただきました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番から3番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○32番（川島 昇君）32番、川島です。受理番号2番、3番について、さる23日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号4番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○6番（小貫和子君）6番、小貫です。受理番号4番について、さる16日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号5番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○25番（篠崎文夫君）25番、篠崎です。受理番号5番について、さる19日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号6番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○14番（木内昌秀君）14番、木内です。受理番号6番について、さる20日に調査をいたしました。申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しま

した。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号7番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君）17番、坂本です。受理番号7番について、さる17日に調査をし、申請者が納税の猶予を受けている農地で農業経営を行っていることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成28年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

午後3時50分閉会

